

序章 計画策定の趣旨と基本的な考え方

序章 計画策定の趣旨と基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置づけ

歌人齋藤茂吉が愛したふるさと上山の豊かな自然環境は、私たちに多くの恩恵を与えてくれます。この快適な環境を次世代に引き継いでいくため、平成12年3月に「上山市快適環境基本計画」、平成28年3月に「第2期上山市快適環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的な指針としてきました。

第2期計画策定から8年が経ち、近年、地球温暖化の進行や生物多様性の損失等を契機として、環境に対する社会の意義が大きく変革し、脱炭素社会や循環型社会に向けた動きが加速化する等、国内外の環境を取り巻く情勢等が大きく変化しており、本市にも新たな課題が出てきています。

市民憲章に「みんな環境をととのえ 美しいまち上山をつくりましょう」とあるように、私たちは時代の変化に対応しながら、この上山の美しい自然環境をみんなで守り、育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市においては今後、年少人口や生産年齢人口に加え、65歳以上の高齢者人口も早晩に微増から減少に向かうと推測され、人口減少はさらに加速すると見込まれます。

令和5年4月時点における本市の人口は28,375人で、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本計画の期間となる令和13年時点の推計人口は23,848人と算出されています。第8次上山市振興計画では算出された推計人口に対し令和13年度人口24,400人を下回らないことを将来指標としており、この将来指標を前提に計画を策定する必要があります。

「第3期上山市快適環境基本計画」は「上山市快適環境条例」に基づく計画であり、「第8次上山市振興計画」が目指す将来都市像を実現させ、良好な環境において市民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるための新たな指針となるものです。

2 計画期間

上位計画である「第8次上山市振興計画」の計画期間に合わせ、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

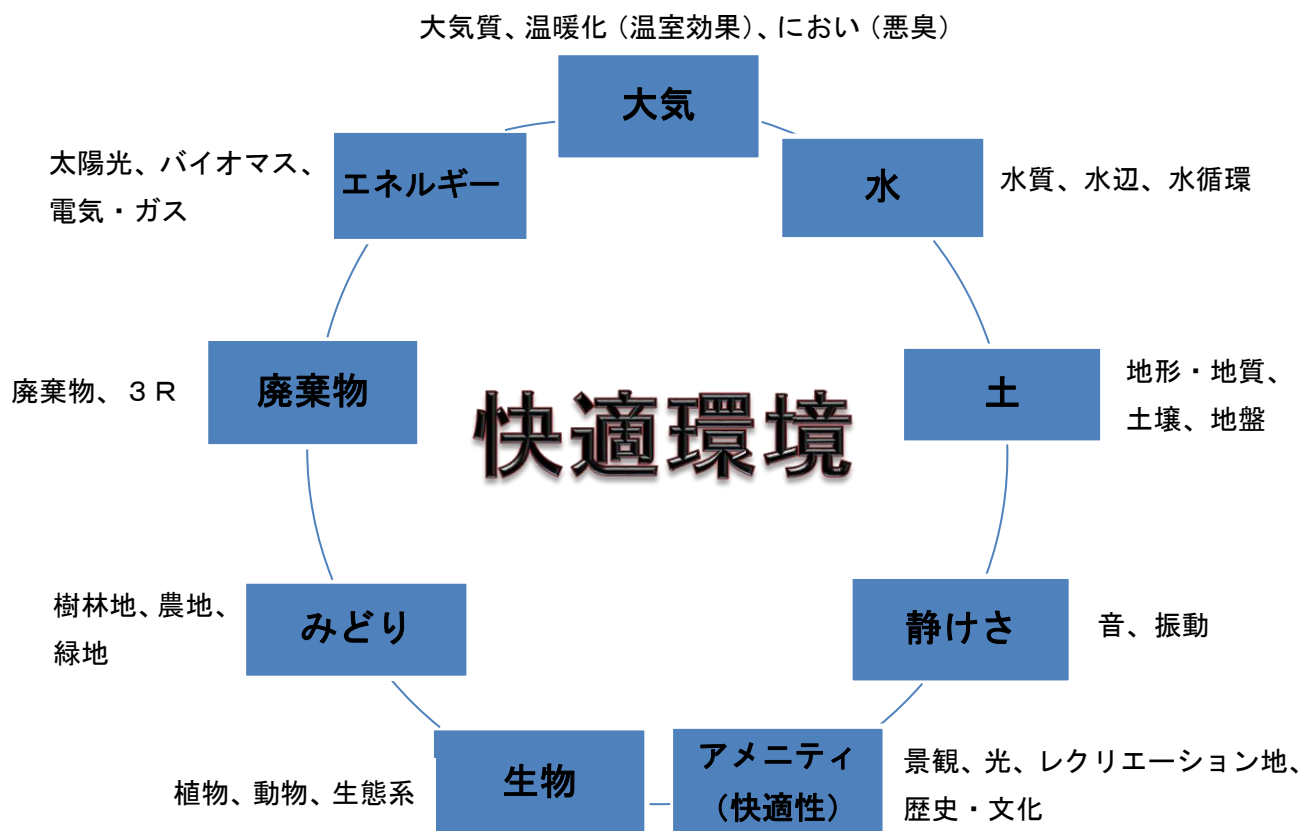
なお、諸情勢の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

3 計画の対象とする地域

計画の対象地域は上山市全域とします。

4 計画の対象とする環境要素

本計画で取り扱う環境要素を以下のように設定します。



本計画で取り扱う環境要素に関連する本市の個別計画は以下のとおりです。

環境要素	関連する個別計画	担当課
水	上山市水道ビジョン 上山市生活排水処理基本計画 上山市公共下水道事業計画	上下水道課
アメニティ ^{※1} （快適性）	第2期上山型温泉クアオルトビジョン	市政戦略課
	上山市地域防災計画	庶務課
	上山市空家等対策計画 上山市立地適正化計画	建設課
生物	上山市鳥獣被害防止計画	農林夢づくり課
みどり	上山農業振興地域整備計画 上山市森林整備計画	
廃棄物	上山市ごみ処理基本計画	市民生活課
資源・エネルギー	上山市地球温暖化対策総合計画 （区域施策編・事務事業編）	
	上山市地域新エネルギービジョン	
全体	上山市教育振興基本計画	学校教育課

